

## コンビニ交付事業における実施機関以外のものとの 通信回線による電子計算組織の結合について

### ○諮問事項

令和4年3月1日から、コンビニ交付事業を開始するにあたり、市基幹システムにおいて保有する個人情報をクラウドサービス事業者及び地方公共団体情報システム機構（以下J-LISという）へ、通信回線による電気計算機の結合を行い提供することについて諮問するもの。（川口市個人情報保護条例第9条第2項）

※地方公共団体情報システム機構 地方公共団体情報システム機構法に基づき、地方公共団体が共同して運営する組織として設立された法人。住民基本台帳法、電子署名にかかる地方公共団体の認証業務に関する法律及び番号法に規定された事務等を行う。コンビニ交付サービスは平成22年より実施しており、マイナンバーカードによる交付サービスは平成28年より実施されている。

### 1. 事務の名称及び概要等

#### (1) 事務の名称

コンビニ交付事業（コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付事務）

#### (2) 事務の概要

令和4年3月1日から、自宅や勤務先の中から最寄りのコンビニエンスストア等で、夜間・休日でも住民票の写しなどの証明書の交付が受けられるコンビニ交付事業を開始するもの。

これにより、市民は窓口や郵送での証明書の取得に加え、窓口に来庁することなく身近な場所で夜間・休日でも取得することが可能となり、市民サービスの向上が図られる。

また、市民が申請から取得まで、非接触で証明書等を取得できることから、接触感染や飛沫感染のリスク回避や、窓口業務の合理化に繋がることが期待できる。

#### コンビニ交付サービス実施概要

取扱証明	住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人事項証明書、市・県民税課税証明書（現年度分））
利用時間	12月29日から1月3日までを除く毎日 6:30~23:00 戸籍証明は平日開庁日の9:00~17:00
利用場所	セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、セイコーマート、イオンリテール等 (令和3年12月末現在 全国約5万6千店舗)
利用条件	個人番号カード

## 2. 提供する保有個人方法・提供方法等

### (1) 提供する保有個人情報

#### ア 住民基本台帳情報

氏名、世帯主、住所、生年月日、性別、続柄、住民となった日、本籍、筆頭者、従前住所記録、転入日、住所を定めた日、届出年月日、個人番号、通称、外国人住民となった日、国籍・地域、住民基本台帳法第30条の45に規定する区分、在留カード等の番号、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了の日、カタカナ表記、印鑑証明書用の印影

#### イ 戸籍情報

氏名、本籍地、筆頭者、戸籍編成日、生年月日、配偶者区分、父母の氏名、養父母の氏名、続柄、出生地、届書届出日、届書届出人、届書受理地、従前戸籍、従前戸籍の筆頭者、出生・死亡・婚姻・離婚等の戸籍に関する身分事項

#### ウ 税情報

氏名、住所、生年月日、課税年度、収入・所得の種類、収入・所得の金額、課税標準額、各控除額、扶養の内訳、市・県民税課税額及び非課税の記載)

### (2) 電子計算機の結合先

LGWAN-ASPであるクラウドサービス事業者が設置したコンビニ交付システム及びJ-LISが整備・運営する証明書交付センターシステム。

※LGWAN 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間の円滑なコミュニケーションの確保、情報の共有による情報の相互利用を図ることを目的に、J-LISが整備・運営する高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。

※LGWAN-ASP LGWANを活用し地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者。

### (3) 主管課名 市民生活部市民課

## 2. 利用形態

住民基本台帳情報及び税情報については、庁内の基幹システムよりLGWANを経由し、クラウドサービスである証明書コンビニ交付システムへ随時情報提供が行われる。市民がコンビニ等店舗から証明書の請求を行った際には、コンビニ店舗等のキオスク端末(マルチコピー機)より専用回線にてJ-LISが整備・運営する証明書交付センターへ請求情報が送信され、その後、LGWANクラウドにある本市証明書コンビニ交付システムへ証明書要求が行われる。証明書コンビニ交付システム内では、請求により証明書情報を送信し、証明書交付センターを経て、コンビニ等店舗より発行される。

なお、戸籍証明書については、住民基本台帳等とは異なる字体を持つことから、コンビニ店舗等から証明書交付センターを経由し、証明書コンビニ交付システムへ証明書要求を受け付け、そのまま証明書コンビニ交付システムより市内の戸籍システムに対し証明書情報の要求を提供する。戸籍システムでは要求に基づき証明書コンビニ交付システムに対し証明書情報を送信し、証明書交付センターを経由しコンビニ等店舗にて証明書を発行する。

### 3. 個人情報の保護措置

事業の実施に伴い、関係する各機関において、次のような個人情報保護措置を講じる。

#### (1) 川口市

- ①川口市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の適切な管理運用を行う。
- ②証明発行サーバは、セキュリティが十分に確保された外部のデータセンター内の本市専用データ領域に構築する。
- ③データセンターは、システム事業者が所管し、生体認証による入退室管理など厳格な管理を行うとともに、システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施する。また、データセンターは震度7の地震対応や、無水消火器などによるファシリティ要件を満たすものとする。
- ④証明発行サーバには作成した証明書のデータを保存しない仕組みとする。
- ⑤各サーバ及び端末にはウイルス対策ソフトを導入し、最新のパターンファイルを保つ。
- ⑥市内内部における各基幹システムとデータセンターに接続するための中間サーバ間の通信は、外部より独立したネットワーク回線を使用する。
- ⑦市、クラウドサービス事業者、証明書交付センター間の通信は、L2/L3通信を使用するとともに、ファイアウォールによるセキュリティ制御を行う。

#### (2) J-LIS

- ①個人情報保護基本方針、情報セキュリティ基本方針を策定し、これらに基づき個人情報の適切な管理運用を行う。
- ②証明書交付センターの広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、データセンターは厳格な入退室管理を行う。
- ③証明書交付センターシステムには証明書のデータを保存しない仕組みとする。
- ④証明書の改ざん防止対策として、けん制文字（コピーをすると「複写」という文字が浮かび上がる）を追加するとともに、裏面に偽造防止検出画像の印字、スク

ランブル画像（スキャナで読み込み、問い合わせサイトで改ざんの有無を確認できる）の追加などを行う。

- ⑤閉鎖性の確保された専用線及びL G W A Nを使用し、第三者からのアクセスを排除するとともに、通信内容の暗号化を行う。
- ⑥侵入防止システム等により外部からの不正アクセスに対する防御措置を講じる。

### （3）コンビニ事業者等

- ①証明書交付センターとの接続にあたり、J - L I Sとの契約に基づき適切な運用を行う。
- ②個人情報取扱責任者を選定し、個人情報保護の徹底が図れるよう従業員等に対する教育訓練及び各種安全対策を実施する。
- ③証明書のデータは印刷後、キオスク端末から自動的に消去させる仕組みとする。
- ④施錠及びパスワードにより、キオスク端末保守員以外のものはキオスク端末のプログラムを操作できない仕組みとする。
- ⑤キオスク端末付近に監視カメラの設置をし、運用状況の記録を行う。
- ⑥申請から清算、受領まで、全ての手続を住民自らコンビニエンスストアのキオスク端末を操作して行なうことで、従業員等が介在することなく証明書の交付ができるものとする。
- ⑦音声と画面での警告表示により証明書やマイナンバーカードの取り忘れを防止するとともに、取り忘れの際にはコンビニ店舗の従業員等が対応し、原則、遺失物として所管の警察署に届け出を行う。
- ⑧マイナンバーカードに搭載された利用者証明用電子証明書は、カード本体と暗証番号の併用により本人確認を行うこととする。なお、暗証番号を連続して3回誤った場合、個人情報保護を目的に、機能へロックを掛けアクセス不可（再設定には来庁手続きを要する）こととする。
- ⑨キオスク端末と証明書交付センターの接続回線は、J - L I Sが指定する専用回線を使用し、第三者からのアクセスを排除するとともに、通信内容の暗号化を行う。